

町道0102号線(宝米地先)通行規制について

かんがい排水事業（小川台地区）の河川改修に伴い、宝米地先の新中島橋が架け替えとなるため、工事期間中は迂回の通行規制となりますのでご協力をお願いします。なお、大型車（14t）については重量制限があります。

期間 平成15年9月中旬～平成16年3月末
問合せ 八日市場土地改良事務所 ☎ 1556



いい汗がこう！

第41回

町民体育祭

日時 10月12日(日)
午前8時集合
(予備日13日)

会場 東陽小学校
運動場



「スポーツ健康都市宣言」にふさわしく、スポーツを通じて健康な体をつくりましょう。ゲーム感覚で誰でも気軽に楽しめるオープン参加種目もありますので、日頃の運動不足解消に参加してみてはいかがですか。

競技内容のお問合わせ、参加申し込みについては、生涯学習課 ☎ 1358へお願いします。

③課税期間の特例（課税期間の短縮）
16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は、平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

②簡易課税制度の適用上限の引き下げ
簡易課税制度を適用することができる課税期間における課税売上高の上限が引き下げられます。従来の2億円に引き下げられます。

【適用関係】①と②の改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は、平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

①事業者免税点の引き下げ
納稅義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1千万円（現行3千万円）に引き下げられます。
消費税法の一部が改正され、原則として平成16年4月1日から適用されます。主な改正点は次のとおりです。

消費税が改正されました



の改正
新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられます。
【適用関係】この改正は、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度から適用されます。

④中間申告の申告・納付回数の改正
直前の課税期間の年間確定消費税額が4千8百万円（地方消費税込みの場合6千万円）を超える場合には、年11回の中間申告・納付を行つこととなります。
【適用関係】この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は、平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

⑤総額表示の義務付け

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられます。
【適用関係】この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

問合せ

銚子税務署法人課税第一部
☎ 0479-21-6977

納期限

9月30日(火)は、固定資産税第3期、国民健康保険税第3期、介護保険料第3期の納期です。納め忘れのないようお早めに。